

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険料率の改定

(1) 第6期介護保険事業計画期間の基準保険料率の改定

ア 基準保険料額は、64,800円とする。

イ 基準額及び各段階の保険料率は、現行の特例措置として条例付則で定めている額と同額とした。

*裏面「保険料率一覧表」参照

(2) 保険料所得段階の整理統合

以下の改正を行い、現在の12段階14区分から13段階13区分に変更する。

ア 旧第1段階と旧第2段階を統合し、第1段階とする。

イ 基準額の所得段階は、旧第4段階から第5段階に変更する。

ウ 特例措置として設けられていた特例第3段階及び特例第4段階の名称を廃止し、それぞれ第2段階、第4段階とする。

*裏面「保険料率一覧表 被保険者の区分欄」参照

2 介護予防・日常生活支援総合事業（別紙参照）等に関する経過措置

全国一律の基準で定められていた介護予防の訪問介護及び通所介護を、地域の実情に応じて区市町村が実施できるよう、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）が定められた。

同法の施行日は、平成27年4月1日となっている。

ただし、実施が困難な区市町村は、条例に定めれば開始を猶予できる規定（同法附則第14条第1項）があるため、本区では開始を1年間猶予し、平成28年4月1日開始とする。

3 介護保険料の減免申請期限の特例

減免に係る申請を期限までに行うことができない場合に区長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期限後に減免申請することができることとする。

4 施行期日

平成27年4月1日

保険料率一覧表

(上段 = 年額、下段 = 月額・月額は年額保険料 ÷ 12 月で算定したものであり実際の保険料月額とは異なる)

被保険者の区分	現 行		改 正 案	
	保険料率(本則)	特例措置による 保険料率(付則)	保険料率 (H27 ~ H29)	
第 1 段階 (旧第 1・2 段階) (割合 () 0.5) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額()の合計が 80 万円以下の者等	32,850 円 (2,737 円)	32,400 円 (2,700 円)	* 段階を統合 32,400 円 (2,700 円)	
	32,850 円 (2,737 円)	32,400 円 (2,700 円)		
第 2 段階 (旧特例第 3 段階) (割合 0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超え、120 万円以下で、第 1 段階に該当しない者等	41,062 円 (3,421 円)	40,500 円 (3,375 円)	40,500 円 (3,375 円)	
第 3 段階 (割合 0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階に該当しない者等	49,275 円 (4,106 円)	48,600 円 (4,050 円)	48,600 円 (4,050 円)	
第 4 段階 (旧特例第 4 段階) (割合 0.875) 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下で、第 1 段階から第 3 段階までに該当しない者等	57,487 円 (4,790 円)	56,700 円 (4,725 円)	56,700 円 (4,725 円)	
第 5 段階 (旧第 4 段階) (割合 1.00) 被保険者が住民税非課税で、第 1 段階から第 4 段階までに該当しない者等	65,700 円 (5,475 円)	64,800 円 (5,400 円)	64,800 円 (5,400 円)	基準額
第 6 段階 (旧第 5 段階) (割合 1.125) 被保険者の合計所得金額が 125 万円未満で、第 1 段階から第 5 段階までに該当しない者等	73,912 円 (6,159 円)	72,900 円 (6,075 円)	72,900 円 (6,075 円)	
第 7 段階 (旧第 6 段階) (割合 1.25) 被保険者の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満で、第 1 段階から第 6 段階までに該当しない者等	82,125 円 (6,843 円)	81,000 円 (6,750 円)	81,000 円 (6,750 円)	
第 8 段階 (旧第 7 段階) (割合 1.50) 被保険者の合計所得金額が 190 万円以上 250 万円未満で、第 1 段階から第 7 段階までに該当しない者等	98,550 円 (8,212 円)	97,200 円 (8,100 円)	97,200 円 (8,100 円)	
第 9 段階 (旧第 8 段階) (割合 1.65) 被保険者の合計所得金額が 250 万円以上 350 万円未満で、第 1 段階から第 8 段階までに該当しない者等	108,405 円 (9,033 円)	106,920 円 (8,910 円)	106,920 円 (8,910 円)	
第 10 段階 (旧第 9 段階) (割合 1.85) 被保険者の合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満で、第 1 段階から第 9 段階までに該当しない者等	121,545 円 (10,128 円)	119,880 円 (9,990 円)	119,880 円 (9,990 円)	
第 11 段階 (旧第 10 段階) (割合 2.30) 被保険者の合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満で、第 1 段階から第 10 段階までに該当しない者等	151,110 円 (12,592 円)	149,040 円 (12,420 円)	149,040 円 (12,420 円)	
第 12 段階 (旧第 11 段階) (割合 2.55) 被保険者の合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満で、第 1 段階から第 11 段階までに該当しない者等	167,535 円 (13,961 円)	165,240 円 (13,770 円)	165,240 円 (13,770 円)	
第 13 段階 (旧第 12 段階) (割合 2.80) 第 1 段階から第 12 段階までに該当しない者	183,960 円 (15,330 円)	181,440 円 (15,120 円)	181,440 円 (15,120 円)	

割合...介護保険法施行令第 39 条第 1 項各号に定める割合を標準として区が定める割合

合計所得金額...地方税法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する合計所得金額